

〇ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例(案)の主旨、概要)

1 改正する条例名

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例

2 条例の概要

賃貸を目的に町内で民間資金による集合住宅を建設する事業者（法人及び個人）に対し固定資産税を免除することで、町内の住宅不足解消、定住化促進を図る。

3 今回の改正分類

一部改正

4 一部改正の内容

平成30年3月31日をもって失効する本条例について、その内容の変更及び適用期間を2年間延長するための改正。

5 改正理由

本条例は、町内の住宅不足の解消と定住化を促すために民間資金により賃貸を目的に集合住宅を建設する者に対し、固定資産税の免除及び減免による支援を行なうことを目的としている。

本条例は平成30年3月31日をもって失効する。これまで本条例を適用し、ある程度の民間集合住宅の建設は促進されたが、本町喫緊の課題である住宅不足の解消には至っておらず、なお継続して民間集合住宅建設支援を行う必要がある。このため、本条例の内容を変更するとともに適用期間をなお2年間延長するため、本条例の改正を要する。

6 意見募集期間・意見受付場所

平成30年2月16日(金)から平成30年2月28日(水) 17:15まで

受付場所 ニセコ町役場企画環境課(担当:山本、齊藤)

7 提出された意見項目の公表等

と き 平成30年3月1日(月)以降随時

方 法 ホームページ掲載、問合せ電話及び問合せメール等への直接回答